

大規模建築物

省エネ対策に強制力

行政命令や 罰則規定も 今国会へ改正法案提出

政府は、大規模建築物などの環境規制を強化するため、今国会に関連法の改正案を提出する。経済産業省と国土交通省は、大規模な住宅や建築物に対し、行政が省エネ措置の実施を命令できるよう、罰則規定を盛り込むことも視野に省エネ法の改正案を検討中。温室効果ガスの排出削減を促進するため、環境省は「地球温暖化対策推進法」（温対法）を改正し、一定規模以上の工場や建築物などに排出抑制措置を義務付ける方針だ。08年度に、地球温暖化防止に向けた京都議定書の目標達成計画の第1約束期間がスタートすることなどを踏まえ、近年、温室効果ガスの排出増が目立つ民生部門の対策をてこ入れする狙いがある。

温室ガス抑制措置も義務化

現行の省エネ法は、新・増築や大規模修繕を行う延べ2000平方メートル以上の住宅・建築物を対象に、行政への省エネ措置の届け出を義務付けているが、措置が不十分な場合も、行政側は指示・公表までしかない。経産・国土交通省は、適正な省エネ措置の実施を徹底するには、法律の実効性を高める必要があると判断。改正省エネ法で、行政によ

る改善措置命令と、これに従わない場合の罰則を定める方向で詰める。省エネ法の改正ではこのほかにも、事業場単位でエネルギー管理を求めている現行の規制を改め、企業単位でのエネルギー管理を義務付ける。これにより、一つの事業場が小規模なため規制対象外だったフランチャイズチェーンなども、チェーン全体で省エネに取り組むことや、総排出量などを視野

組むことが必要になる。温対法の改正では、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者などに対し、排出抑制措置の実施を義務付ける考え。現行法では、温室効果ガスの排出量の報告義務にとどまっており、さらに一歩踏み込んだ規制となる。措置を求める際の基準については、一定の経済活動に伴う排出量（原単位）や、総排出量などを視野

に入れて今後検討する。排出抑制措置の義務付け対象も今後の検討課題。現行の温対法では、工場やビルなどの事業場を「特定排出者」と

し、省エネ法と同様に温室効果ガスを一定量以上排出する工場やビルなどの事業場を「特定排出者」とす。環境省では、産業界なども調整し、4月ごろまでの国会提出を目指す。

20年 2月 4日

建設工業新聞